

電気用品の技術基準の省令及び解釈の解説の概要と発行について

電気用品技術基準解説検討部会

1. はじめに

電気用品の技術上の基準を定める省令（以下、新省令という）は平成 25 年 7 月に全面改正公布され、同時に技術基準の解釈（新解釈という。）が公表された。これらの新省令及び新解釈は、平成 26 年 1 月 1 日施行である。

新省令では、従来の省令から要求性能のみを明示する省令の性能規定化が行われ、従来の「省令」と「技術基準の解釈」に記載されていた仕様要求（必要な構造、材料、試験及び判定基準等）は新解釈に見直された。

従来の「技術基準の解釈」に記載されていた、説明及び例示が新解釈では削除されたが、新省令及び新解釈の理解・運用する上で有用な記載があることから、電気用品調査委員会として、削除された説明および例示とともに条文の根拠となった国際規格、今回の改定の経緯等を“電気用品の技術基準の解説”（以下、解説という。）としてまとめて発行したい。

なお、この解説は電気用品技術基準解説検討部会で原案を作成し、関係工業会の確認をおこなっている。

2. 解説の構成

解説の目次を以下に示す。

解説では、第 1 節に電気用品安全法の沿革と体系の概要、適用範囲及び省令の体系について全般的な内容を記載した。

第 2 節で、省令について解説を行い、第 3 節では解釈の前文の解説を記載して、第 4 節で解釈の逐条解説を記載した。

1. はじめに

1. 電気用品安全法の沿革と体系

1. 電気用品安全法の沿革
2. 電気用品安全法の規制体系
3. 電気用品の適用範囲
4. 電気用品の技術上の基準の体系
5. 技術基準省令の性能規定化の目的
6. 技術基準省令の新解釈の位置づけ

2. 電気用品の技術上の基準を定める省令の逐条解説

3. 電気用品の技術基準の解釈についての解説

4. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の逐条解説

3. 解説の主な内容

3.1 全般的な説明

節の電気用品安全法の沿革と体系では、今回の性能規定化の目的と解釈の関係を記述し、省令は、要求性能だけを規定し、解釈で具体的な仕様規定が掲載され、解釈を満足すれば性能規定化された新省令を満足することを記載している。

3.2 新省令の説明

節の省令の解説では、NITEで行っている“電気用品の安全に関する技術基準等に係わる調査検討委員会”でまとめた「性能規定の骨子」を参考に、新省令の各条項の根拠となったIEC規格等の国際規格との関係及び説明を記載した。

また、「性能規定の骨子」に性能規定の説明がない、第五条（使用者及び使用場所を考慮した安全設計）、第八条（絶縁性能の保持）の規定についても、説明を記載した。

3.3 新解釈の説明

(1) 新解釈については、最初に前文の解説を記載した。特に「省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。」等について、製造者、輸入事業者が誤解しないように説明した。

(2) 新解釈の整備において、従来の解釈に記載があったが、内容が説明又は適用例として、新解釈には採用されなかった記載を解説として記載した。ただし、新解釈において項番が変更（附属の表の2 電気用品の雑音の強さの測定方法は別表十となった等）になったものについては、引用先の確認及び記載の修正を行った。

(3) 別表第四の3(3)ト、チへの施行規則別表第三「試験方法」の改正に伴う改正が行われたが、記載だけでは理解が難しいため、解説で以下を追加した。

（解説）

ト項（八）及びチ項（八）は、平成25年7月の省令の解釈の全部改正において追加になったものである。本項は、電気用品安全法施行規則別表第三 完成品について行う検査を明確にしたものである。

(4) 別表第八の1. 共通の事項と、2. 個別要求事項に規定されている試験の関係で、過去に質問が多かった事項について解説した。

（解説）

・・・なお、本項による試験を行うことにより、別表第八1(3)レ項の試験を

実施する必要はない。

(5) 平成 25 年 7 月の改正では、事象事例の反映として以下の項目が追加された。

改正事項

項目	改正項目	改正理由
別表第八 2.項	(16)電気髪ごて	毛髪乾燥機等の電源コードの折り曲げにより事象事例の反映
	(46)電気掃除機	
	(75)毛髪乾燥機(手持ち型のもの)	
別表第八 2.項	(41)扇風機, 換気扇	電動機用コンデンサの経年劣化による発火対策の範囲拡大
別表第八 1.項	共通の事項(2)ン項への追加	“より線接続施工による浴室乾燥機の発火事故”の10A以上の機器への展開
別表第八 1.項	共通の事項(2)イイの追加	電気ストーブでのダイオードの破損からの発火事故対応
別表第八 2.項	(1)電気ストーブ	首振り型電気ストーブでの発火事故対策の展開
	(41)扇風機	
	(42)電気冷蔵庫	
	(50)冷蔵庫・冷凍庫	
	(68)電気マッサージ器	
	(71)自動販売機	

これらの改正項目に対し、以下の解説を記載し、来歴がわかるようにした。

(解説)

項は、の事象事例調査から、平成 25 年 7 月の省令の解釈の全部改正で追加になった項目である。

(6) 2 項 (33)ト(ハ)で電気床暖房の耐久試験の改正が行われたため、以下の解説を追加した。

(解説)

ト項(ハ)は、平成 25 年 7 月の省令の解釈の全部改正において改正になった項目である。本項において、

- (1) 「PTC 発熱素子」とは、抵抗値が温度上昇に対して高くなる特性が正の温度係数を持つサーミスタであって、温度が上がった時に抵抗が急激に非直線的に増大する導電材によって構成された電熱素子をいう。
- (2) 「外郭の温度」とは、当該試験品の外郭の最高温度であって、平常温度試験の温度計測点と同一点を計測した温度をいう。

- (7) 遠隔操作にかかる解釈改正が平成 25 年 5 月に行われた。これを受けた解釈の反映 1. 項(2)ロの改正が行われた。そのため、以下の解説を追加した。

(解 説)

ロ項(ロ)b.は、平成 25 年 5 月の遠隔操作に関する解釈が、平成 25 年 7 月の省令の全部改正において解釈に取り込まれた項目である。本項の詳細については、巻末の“「解釈別表第八に係わる遠隔操作に関する報告書」”を参照すること。

- (8) 別表第八の個別要求事項の各機器に記載されていた「雑音の強さ」の規定が別表第十に集約された。そのため、別表第十にその来歴を記載した。

(解 説)

2.平成 25 年 7 月の省令の解釈の全部改正において、別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機の表に電気冷蔵庫(吸収式)が追加された。

3. 平成 25 年 7 月の省令の解釈の全部改正で、以下の別表から雑音の強さの規定が別表十に集約された。

- (1) 別表第四 1 共通事項(4)雑音の強さ
- (2) 別表第七 2 例別表第 2 第 6 号(1)に掲げる単相電動機 (1) ホ 雑音の強さ
- (3) 別表第八 1 共通事項 (5)雑音の強さ
- (4) 別表第八 2(94) テレビジョン受信機 ヘ 雑音の強さ
- (5) 別表第八 2(94 の 4) ラジオ受信機等 ホ 雑音の強さ
- (6) 別表第八 2(96) 高周波ウェルダ― 二 雑音の強さ
- (7) 別表第八 2(96 の 5) 電子応用遊戯具 ヘ 雑音の強さ
- (8) 別表第八 2(100) アーク溶接機 ホ 雑音の強さ

以上